

屋外広告物の手引

○ 前 橋 市

はじめに

屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で景観に影響を与えるものとして、周囲との調和が求められます。また、その管理が適正でないと公衆に危害を及ぼすおそれもあります。このため、前橋市屋外広告物条例では、①良好な景観の形成と風致（自然の趣き）の維持、②公衆に対する危害の防止、という2つの観点から屋外広告物の規制を行います。

本市における屋外広告物の規制は、従来から群馬県屋外広告物条例に基づき行われ、平成10年4月より屋外広告物条例の権限の一部の移譲を受けました。さらに平成21年4月に中核市に移行することに伴い、本市独自の条例を制定することができるようになり、新たに屋外広告業の登録に関する事務を行うこととなりました。

前橋市屋外広告物条例は、群馬県屋外広告物条例の規制内容や、本市がこれまで行ってきた屋外広告物に関する事務を踏まえて定められています。

屋外広告物を表示する際には、条例に定められたルールを守り、良好な景観の形成及び風致の維持、ならびに市民の安全確保に努めましょう。

注意事項

本手引の内容は、規制内容等の概要であり、条例及び規則等のすべての内容が掲載されたものではありません。屋外広告物等の表示又は設置をご計画の際には、前橋市屋外広告物条例及び前橋市屋外広告物条例施行規則をご確認ください。

目次

I	屋外広告物条例の目的などP. 1
II	規制の概要P. 3
III	許可申請の手続などP. 24
IV	屋外広告業の登録P. 28
V	違反広告物に対する措置、罰則P. 29
VI	条例違反に対する氏名公表・業者監督処分P. 30

I 屋外広告物条例の目的など

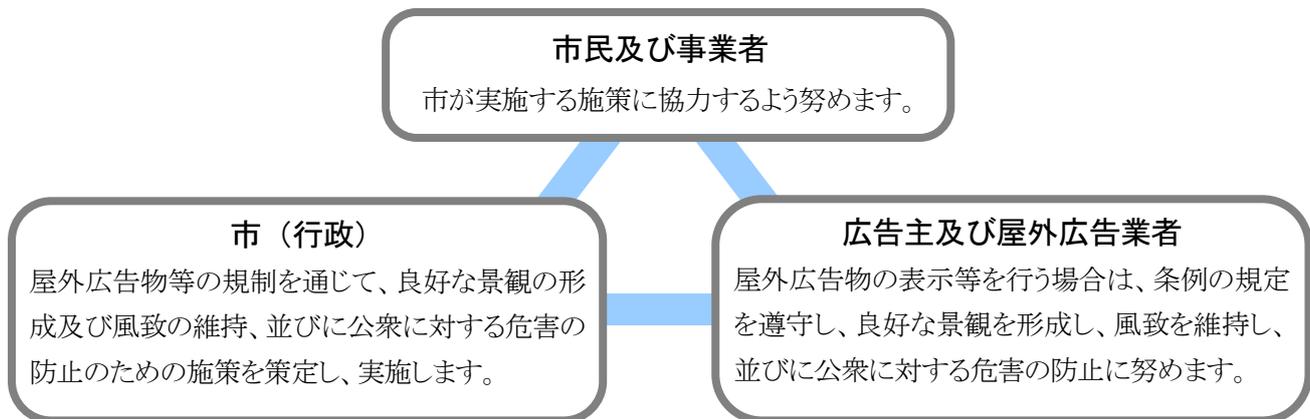


【1 屋外広告物条例の目的】（条例第1条）

前橋市屋外広告物条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物等及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とします。

【2 責 務】（条例第3条～第5条）

市及び市民等並びに広告主等の責務を定めています。



【3 屋外広告物の定義】

条例の規制対象となる屋外広告物は、営利、非営利の別を問わず、次の4つの要件をすべて満たす広告物をいいます。

（1）常時又は一定の期間継続して表示されるもの

街頭で配布されるビラやチラシの類のように定着して表示されないものは、屋外広告物になりません。ただし、これらのものが電柱や塀などに貼られると定着するため、屋外広告物となります。

（2）屋外で表示されるもの

屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内や自動車の内側にある広告物は、屋外広告物ではありません。

（3）公衆に表示されるもの

不特定多数に対して表示するすべてのものではなく、建物の管理権等から総合的に判断されます。たとえば、閉鎖的な中庭を有する建物の外側にあっても、その中庭に向けて表示されている場合は、公衆に表示されるものとして取り扱いません。

（4）看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

「その他の工作物等」とは、広告塔、広告板ばかりでなく、もともと広告物の表示の目的をもったものではない煙突や塀などを意味し、これらを利用して表示するものも屋外広告物です。

【4 その他の用語の定義】

本手引中で使用する用語の定義は、次のとおりです。

(自家広告物)

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を広告するため、自己の住所又は事業所、営業所その他自己の営業の用に供する物件若しくは敷地に表示し、又は設置する屋外広告物等をいいます。

(非自家広告物)

自家広告物以外の屋外広告物のことをいいます。

※自己所有の土地、建築物等に広告物を設置する場合でも、その敷地内に店舗等がなかったり、敷地内の店舗の営業に関係のない広告物の場合は、非自家広告物として扱われます。

(案内広告物)

非自家広告物の一種で、特定の施設や場所への案内誘導を目的とした案内誘導広告物と、主に公共団体や公共的団体が設置する地図、路線図、鳥かん図などの案内図板に区分されます。

(適用除外)

例外的に、禁止地域や禁止物件に表示することができる屋外広告物や許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物を定めたものが適用除外です。自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な屋外広告物が適用除外として規定されています。

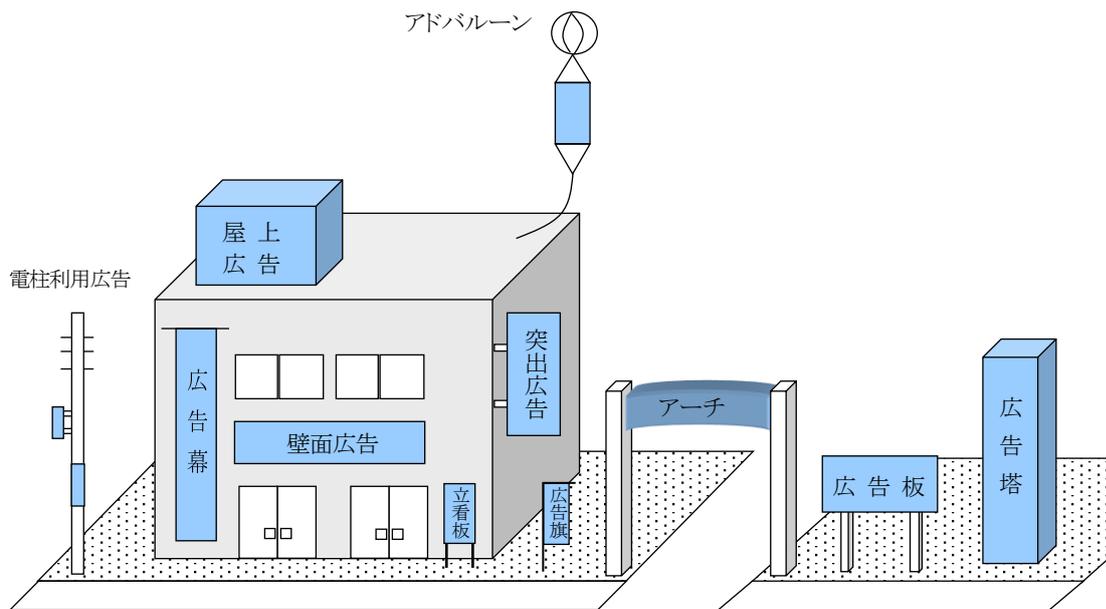
(簡易広告物)

はり紙及びはり札、広告旗、立看板のことをいいます。

(短期の屋外広告物と長期の屋外広告物)

短期の屋外広告物は、簡易広告物及び広告幕、アドバルーンのことをいい、長期の屋外広告物は短期の屋外広告物以外のものをいいます。

屋外広告物の種類 (イメージ)

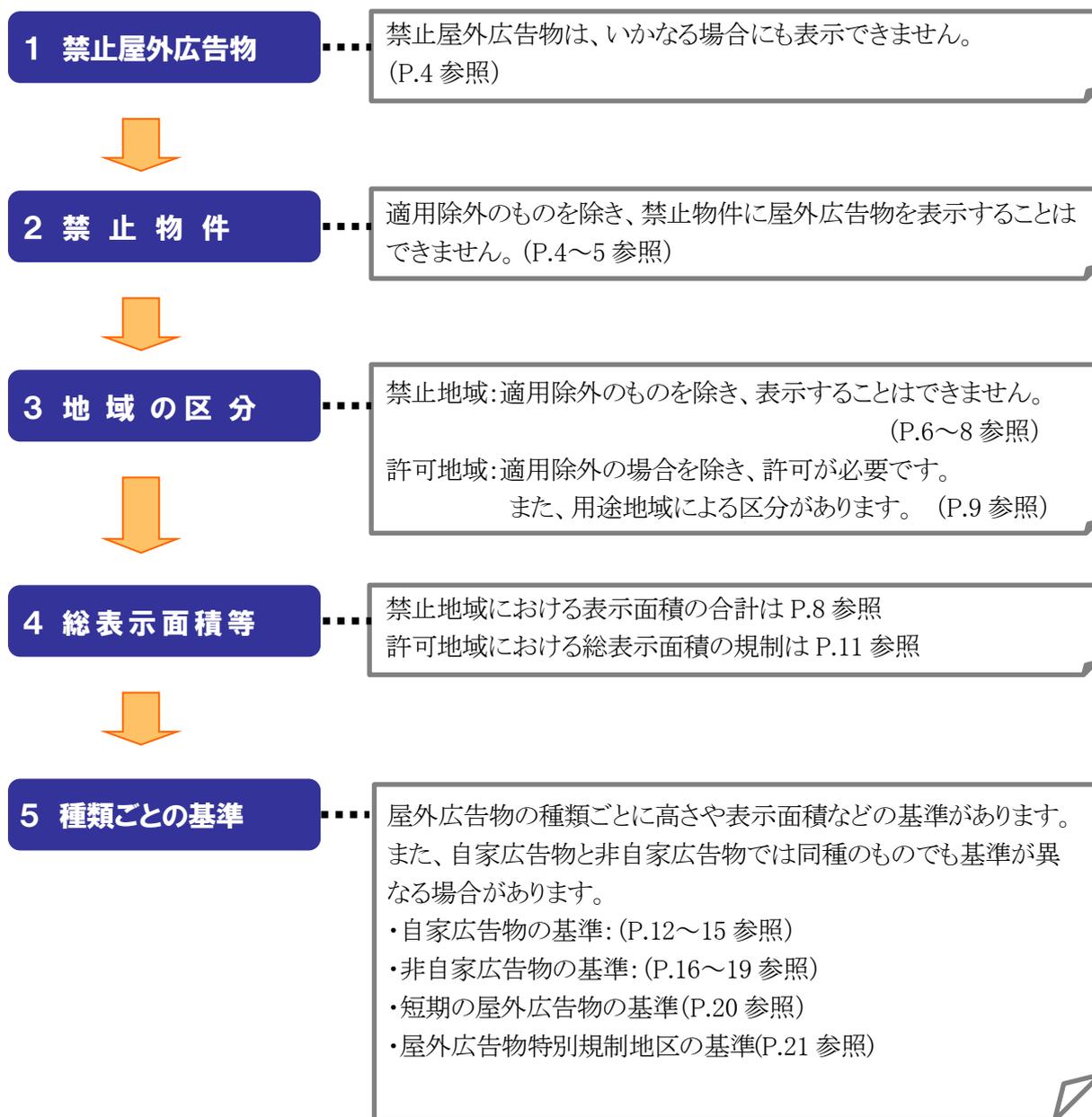


II 規制の概要



屋外広告物を表示する場合には、当該屋外広告物に係る規定をすべて満たさなければなりません。

【基準等の確認手順】



【1 禁止屋外広告物】 (条例第9条)

禁止屋外広告物は、いかなる場合においても表示することができない屋外広告物です。

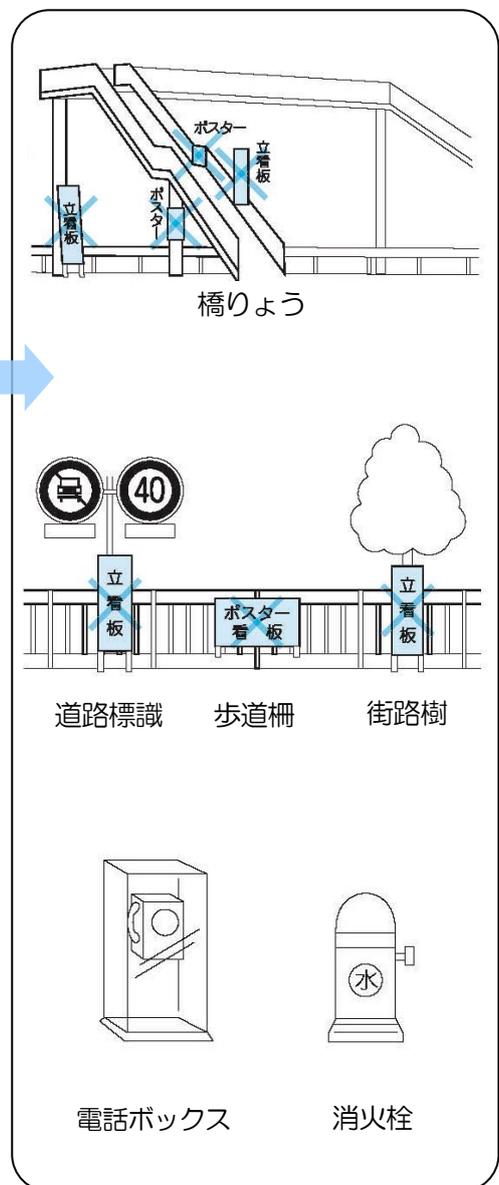
- (1) 著しく汚損し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- (4) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (5) 信号機、道路標識、道路工事中用標識等に類似、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- (6) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

【2 禁止物件】 (条例第8条)

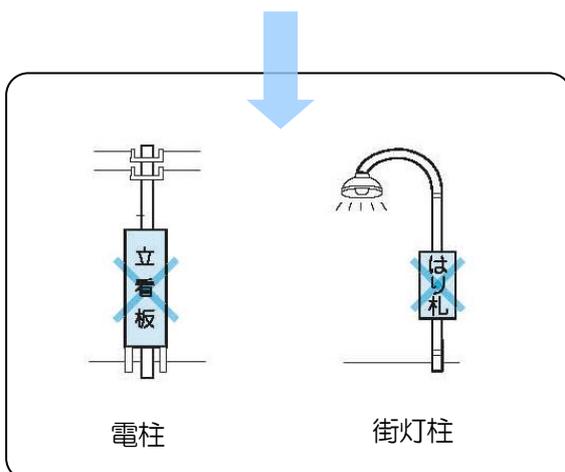
禁止物件は、屋外広告物を表示することができない物件です。(適用除外のものを除く。)

(1) 次の物件には、原則として屋外広告物を表示することはできません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ② 石垣、擁壁
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール
又は歩道さく、こま止め、里程標
- ⑤ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑥ 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、
路上変電塔
- ⑦ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンク
- ⑨ 銅像、神仏像、記念碑
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑪ 道路の路面



(2) 電柱及び街灯柱には、はり紙、はり札、広告旗、立看板を表示することはできません。



適用除外

禁止物件に表示することができる屋外広告物

区 分	表示面積など		その他条件	備 考
街灯柱等に表示する 広告旗(バナー広告 等)	縦 1.8m以下で、かつ、 横 0.9m以下であるこ と。		商工会等が商店街名、行事 の名称等を表示するものであ ること。	【届出必要】
石垣・擁壁に表示す るもの	5㎡以下		所有者が自己の氏名等又は 営業の内容を広告するため 表示するものであること。	【手続不要】
送電塔、送受信塔、 煙突、ガスタンクに 表示するもの	禁止地域	10㎡以下		【手続不要】
	許可地域	15㎡以下		

※ 上記以外にも禁止地域の規定など、他の規定と併せて適用除外となるものがあります。(P.23 参照)

【3 地域の区分】

市内の全ての地域が禁止地域か許可地域のいずれかに区分されます。

(1) 基本的な地域の区分

禁止地域		屋外広告物を表示できない地域又は場所
許可地域	第一種	良好な環境の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所
	第二種	産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所

① 禁止地域 (条例第7条)

禁止地域では、原則として屋外広告物を表示することはできません。

条例第7条第1項各号	禁止地域に定められている地域又は場所
第1号	第一種低層住居専用地域 第一種／第二種中高層住居専用地域 風致地区（・ 厩城風致地区 ・ 敷島風致地区 ・ 橘山風致地区）
第4号	文化財保護法の規定により指定された重要文化財のうち、次の地域 ・ 桐生市新里町山上所在の石塔婆の周囲500m以内 文化財保護法の規定により指定された史跡のうち、次に掲げるものの敷地 ・ 二子山古墳（総社町植野） ・ 二子山古墳（文京町三丁目） ・ 八幡山古墳（朝倉町四丁目） ・ 前二子古墳（西大室町） ・ 後二子古墳（西大室町） ・ 中二子古墳（東大室町・西大室町）
第7号	森林法に基づく保安林のある地域
第8号	群馬県自然環境保全条例第12条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域
第10号	高速道路、自動車専用道路の全区間

(禁止地域 続き)

条例第7条第1項各号	禁止地域に定められている地域又は場所
第11号	<p>(1) 関越自動車道及び北関東自動車道から展望できる地域であり、かつ本線の路端から両側300m以内の区域のうち、用途地域が近隣商業地域又は、準工業地域、工業地域、工業専用地域に指定された区域を除く区域 <u>(ただし、これらの道路から展望できない次の場合を除く)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・防音壁などで遮蔽され、高速道路から表示する広告物が見えないときは、許可地域の扱いとなります。・自家広告物は、高速道路から遮蔽されていない場合でも、表示面を高速道路に向けなければ許可地域の扱いとなります。 <p>※いずれも高速道路から視認できないことを広告主が明らかにする必要があります。 (広告物表示予定位置から高速道路に向けて写真撮影する等)</p> <p>(2) 次の道路で路端から100m以内の区域</p> <ul style="list-style-type: none">・県道前橋赤城線（富士見町小暮地内県道渋川大胡線との交差点から終点まで）・県道大間々上白井線（富士見町赤城山地内県道前橋赤城線の終点から同町赤城山33番地先まで）・県道沼田赤城線（富士見町赤城山地内の沼田市との境界から終点まで）
第12号	都市公園法に基づく都市公園の区域
第13号	JR両毛線前橋駅、JR両毛線前橋大島駅及びJR上越線新前橋駅の各駅前広場
第14号	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所のある敷地

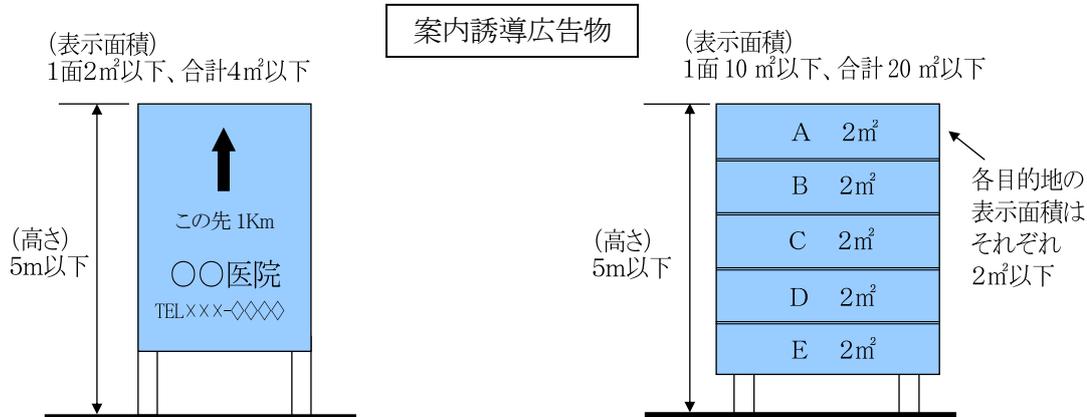
注 禁止地域の指定は、「前橋市屋外広告物条例第7条第3項の規定に基づく禁止地域の区域の指定の告示」で行なわれています。

適用除外

禁止地域において表示することができる屋外広告物

区 分	表示面積等	その他条件	備 考
自家広告物	(表示面積の合計) 10㎡以下 禁止地域では、10㎡を超えて表示することはできません。	次の条件をすべて満たすこと。 (1) 建築物等の屋上以外の場所に設置するものであること (2) 光源の点滅がないこと。 (3) 第一種許可地域における当該自家広告物に適用される基準に適合するものであること。	【許可不要】 〔禁止地域では簡易広告物の表示面積も表示面積の合計に含まれます。〕
非自家広告物 (案内広告物)	(案内誘導広告物) (表示面積) ① 1面:2㎡以下、合計:4㎡以下 ② 複数の案内表示を一つの掲出物件に集合させて表示する場合: 1面10㎡以下、合計20㎡以下 ただし、一つの目的地の案内表示は1面2㎡以下、合計4㎡以下 (高 さ) 5m以下 (個 数) 1目的地につき3個以下	次の条件をすべて満たすこと。 (1) 施設や場所への誘導を目的としていること。 (2) 施設又は場所の名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること。 (3) 表示場所は建築物の屋上以外の場所であること。 (4) 光源の点滅がないものであること。 (5) 案内誘導広告物の許可基準に適合しているものであること。 (許可基準は P.17 参照)	【許可必要】
	(案内図板) (表示面積) 15㎡以下 ただし、表示面数は1面のみ。 (高 さ) 5m以下	次の条件をすべて満たすこと。 (1) 地図、路線図又は鳥かん図を表示するものであること。 (2) 表示場所は建築物の屋上以外の場所であること。 (3) 光源の点滅がないものであること。 (4) 案内図板の許可基準に適合しているものであること。 (許可基準は P.18 参照)	

< 模式図 >



※ 上記以外にも禁止物件の規定など、他の規定と併せて適用除外となるものがあります。(P. 23 参照)

② 許可地域 (条例第14条)

- 用途地域以外の規定により定められた禁止地域もありますので、屋外広告物の表示等を計画する場所が禁止地域でないかどうか最初に確認してください。(P.6~7 参照)
- 許可地域で屋外広告物を表示する場合には、原則として許可が必要です。
- 許可地域は2区分あり、表示できる屋外広告物の基準が異なります。
- 屋外広告物特別規制地区は許可地域内ですが、独自の基準があります。

許可地域の区分

許可地域	第一種	禁止地域及び第二種許可地域以外の地域
	第二種	禁止地域以外の地域で次の用途地域に指定された地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域

注 許可地域等の区分は、「前橋市屋外広告物条例第14条第3項の規定に基づく許可地域等の区域の区分の告示」で行なわれています。

適用除外

許可地域において手続不要で表示することができる屋外広告物

区分	基準	その他条件	備考
自家広告物	(表示面積の合計) 15㎡以下 ※簡易広告物の表示面積は含めません。	当該屋外広告物に該当する許可基準に適合していること。 (簡易広告物は P.20 参照、それ以外のものは P.12~15 参照)	表示面積の合計が15㎡を超える場合は許可が必要です。
	(簡易広告物) 表示する個(枚)数が次の数以下 敷地の接道延長距離(m)を5で除して得た値(端数切り捨て)+5		基準に定める個数を超えて表示する場合は許可が必要です。

※ 上記以外にも禁止地域などの規定と併せて適用除外となるものがあります。(P.23 参照)

(2) 特別な地区

基本的な地域の区分以外に、特別な地区として次の制度を設けています。

区 分	制度の概要
屋外広告物特別規制地区 (条例第19条—第23条)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を生かした良好な景観の形成又は風致の維持を図ることが特に必要な地区を指定します。 当該地区における屋外広告物の表示等に関する基本構想や表示等の方法などを定める特別規制地区基本方針を策定します。 <p><地区の名称></p> <ul style="list-style-type: none"> 広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区
屋外広告物活用地区 (条例第24条—第27条)	<ul style="list-style-type: none"> 許可地域で特色ある景観を有する地域において、活力ある街並みを維持する上で屋外広告物等が重要な役割を果たしている地区を指定します。 当該地区における屋外広告物の表示等に関する基本構想や表示等の方法などを定める活用地区基本方針を策定します。 <p><地区の名称></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在指定はありません。
屋外広告物協定地区 (条例第28条—第30条)	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者等は、市長への申し出により、当該区域の景観形成を目的とする協定地区として指定を受けることができます。 協定地区の指定を受けようとする場合には、事前にその全員により、対象区域や屋外広告物の表示等の方法などに関する協定の締結が必要です。 <p><地区の名称></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在指定はありません。

(3) 地区計画区域

以下に掲げる地域は、種類の如何に関わらず、非自家広告物を表示することはできません。

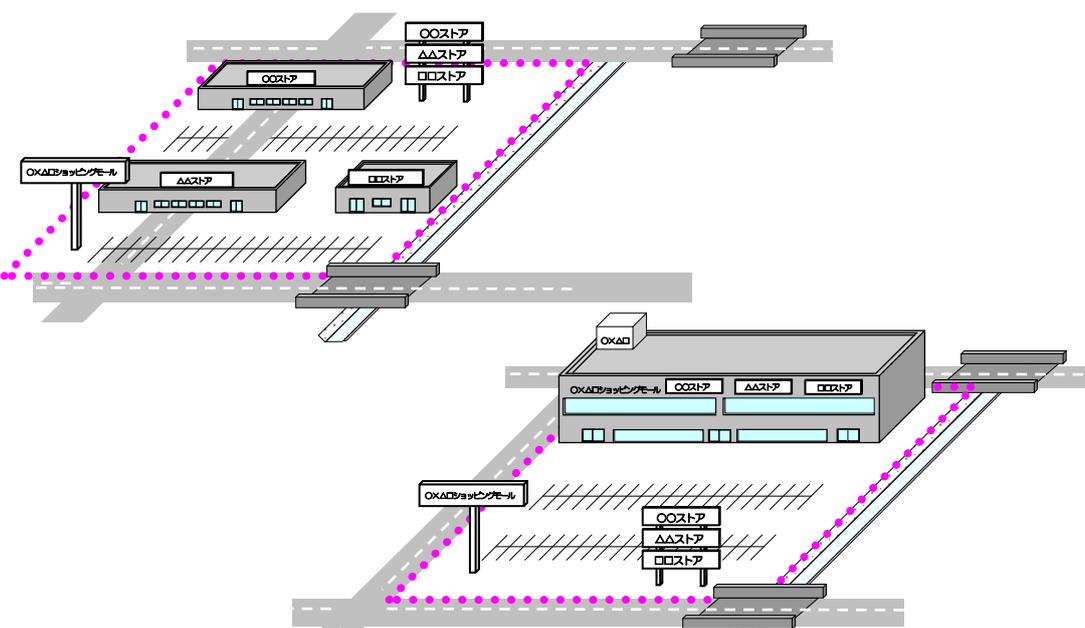
地区計画名称	位置(町名)	自家広告物の制限
大屋敷地区地区計画	総社町四丁目	屋上及び屋根への設置は出来ません。 高さ7mを超えることは出来ません。
富田地区地区計画	堤町・江木町・富田町の各一部	区域内の一部では、屋上及び屋根への設置はできません。
五代南部団地地区計画	五代町の一部	屋上及び屋根への設置は出来ません。
多田山産業団地地区計画	西大室町・東大室町の各一部	

※ その他、地区計画区域内において特に建物の色彩制限のある区域では、広告物の表示につきましても特段の配慮をお願いします。

【4 総表示面積の基準】

- 一つの敷地内に表示することができる屋外広告物の合計面積（総表示面積）には、上限があります。
- 許可不要の自家広告物や非自家広告物の表示面積も、総表示面積の対象となります。
- 屋外広告物特別規制地区は基準が異なりますので、P. 21, 22 をご確認ください。

許可地域における屋外広告物等の総表示面積

区 分			屋外広告物等の総表示面積		
			第一種許可地域	第二種許可地域	
総表示面積	商業施設等以外の施設の場合		100㎡以下	200㎡以下	
	商業施設等	延床面積	2,000㎡未満	100㎡以下	200㎡以下
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	150㎡以下	250㎡以下
			5,000㎡以上 10,000㎡未満	200㎡以下	350㎡以下
			10,000㎡以上 15,000㎡未満	250㎡以下	450㎡以下
			15,000㎡以上 20,000㎡未満	300㎡以下	600㎡以下
			20,000㎡以上 25,000㎡未満	350㎡以下	750㎡以下
			25,000㎡以上 30,000㎡未満	400㎡以下	900㎡以下
			30,000㎡以上	450㎡以下	1,050㎡以下
	短期の屋外広告物（簡易広告物及び広告幕、アドバルーン）の表示面積は上記に含めません。				
<p>同一の街区区内における複合型商業施設（ショッピングモール）については、それぞれの商業施設等の敷地内における建築物の延床面積の合計を商業施設等の延床面積とし、それぞれの商業施設等に係る屋外広告物の総表示面積の合計を屋外広告物等の総表示面積として規制します。</p> 					

【5 種類ごとの基準】

(1) 自家広告物の基準

① 屋上広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	1面25㎡以下	1面50㎡以下
高 さ	10m 以下、かつ建築物の高さの2/3以下	15m 以下、かつ建築物の高さの2/3以下
	地上からの高さは46m 以下	
表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと。	
< 模式図 >	<p>10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p> <p>46m以下</p>	<p>15m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p> <p>46m以下</p>

② 壁面広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	1面25㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3 以下	1面50㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/2 以下
表示方法	建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと。 壁面の外郭線から突出しないこと。	
< 模式図 >	<p>壁面 ($H \times W$) の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかか るものは表示できない</p>	<p>壁面 ($H \times W$) の1/2以下 かつ、広告物1面50㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかか るものは表示できない</p>

③ 突出広告物

区分	許可地域共通
突出幅	壁面から1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上にあつては0.6m以下、車道上(側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。)にあつては0.45m以下
高さ	地上から下端までの高さは、歩道上にあつては3m以上、車道上にあつては4.7m以上
表示方法	上端は、取付け壁面の上端を超えないこと。
その他	道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要になります。
<模式図>	

④ 広告板・広告塔 (建植広告物)

区分	第一種許可地域	第二種許可地域
高さ	上端の地上からの高さ13m以下	上端の地上からの高さ15m以下
表示面積	1面15㎡以下	1面30㎡以下
<模式図>	<p>[上端高さ] $H \leq 13\text{m}$ [一面の面積] $A + B \leq 15\text{m}^2$</p>	<p>[上端高さ] $H \leq 15\text{m}$ [一面の面積] $A + B \leq 30\text{m}^2$</p>
複数の事業者が共同で掲出する場合は別途基準があります。		

⑤ 電光掲示板等

電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる屋外広告物等をいいます。

許可地域に電光掲示板等を表示する場合は、非自家広告物もこの基準によります。（禁止地域に表示することはできません。）また、他の屋外広告物と一体として表示する場合は、この基準を満たし、さらに全体として他の屋外広告物の基準を満たす必要があります。

区 分		第一種許可地域	第二種許可地域	
建築物及び建築物敷地を利用するもの	高 さ	建植広告	5m以下	13m以下
		建植広告以外	7m以下	13m以下
	表示面積	道路からの距離が5m未満の場合:1面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下		
		" 5m以上10m未満の場合:1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下		
		" 10m以上の場合:1面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下		
建築物の壁面から突き出して設置する場合:上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下				
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。(ただし表示面積1㎡以下のものは可)			
<模式図>				
空地に建植するもの	高 さい	5m以下	13m以下	
	表示面積	道路からの距離が5m未満:設置不可	道路からの距離が5m未満:設置不可	
		道路からの距離が5m以上10m未満:設置不可	道路からの距離が5m以上10m未満:1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	
		道路からの距離が10m以上:1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	道路からの距離が10m以上:1面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下	
	表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点から20m以上離れた位置とする。 ・ 相互間の距離を5m以上とする。 		
<模式図>				

⑥ 塀広告物

区 分	許可地域共通
表示面積	1面15㎡以下
表示方法	塀にじか付け又は直接描くものとし、壁面の外郭線から突出しないこと。
<模式図>	

⑦ 工事中仮囲いを利用して表示するもの

区 分	許可地域共通
表示面積	自家広告物の基準(壁面広告物又は塀広告物)と同じ。
表示内容	工事中の物件に関するものであること。
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 仮囲いにじか付け又は直接描くものであること。 仮囲いの外郭線から突出しないこと。

⑧ 置看板

区 分	許可地域共通
高 さ	上端の地上からの高さ2m 以下
面 積	1面2㎡以下
表示方法	道路上に突出しないこと。
<模式図>	

(2) 非自家広告物の基準

① 屋上広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	1面20㎡以下	1面40㎡以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ。(P.12 参照)

② 壁面広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	1面20㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下	1面40㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/2以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ。(P.12 参照)

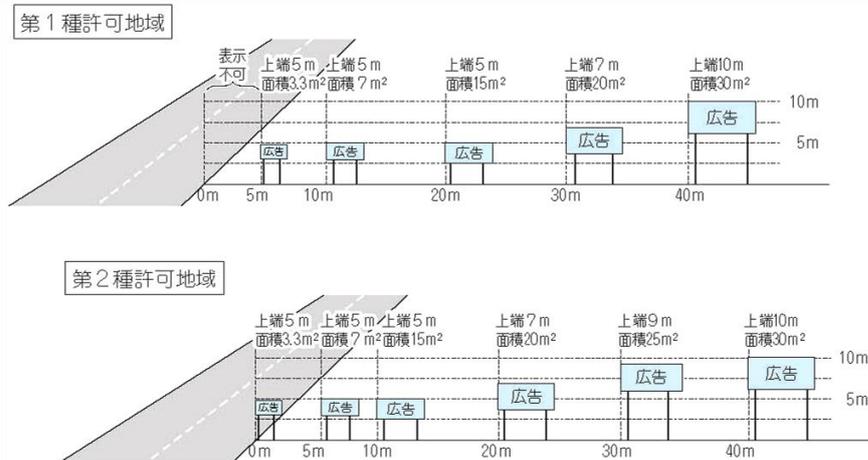
③ 建植広告物（道路沿線に設置するもの）

ア. 広告板・広告塔（野立広告）

- 空地に表示された建植広告物を野立広告といいます。（禁止地域には設置できません。）
- 道路（官民境界）からの後退距離に応じて高さや表示面積が制限されます。

区 分	第一種許可地域			第二種許可地域			
	道路からの距離	高さ	1面の面積	合計面積	高さ	1面の面積	合計面積
表示面積等	5 m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m	3.3㎡	6.6㎡
	5 m～10 m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	5m	7㎡	14㎡
	10 m～20 m未満	5m	7㎡	14㎡	5m	15㎡	30㎡
	20 m～30 m未満	5m	15㎡	30㎡	7m	20㎡	40㎡
	30 m～40 m未満	7m	20㎡	40㎡	9m	25㎡	50㎡
	40 m以上	10m	30㎡	60㎡	10m	30㎡	60㎡
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点等の外縁から5m以上離れていること。 ・ 屋外広告物相互の距離が5m以上であること。 ・ 形状は原則矩形であること。 						

<模式図>



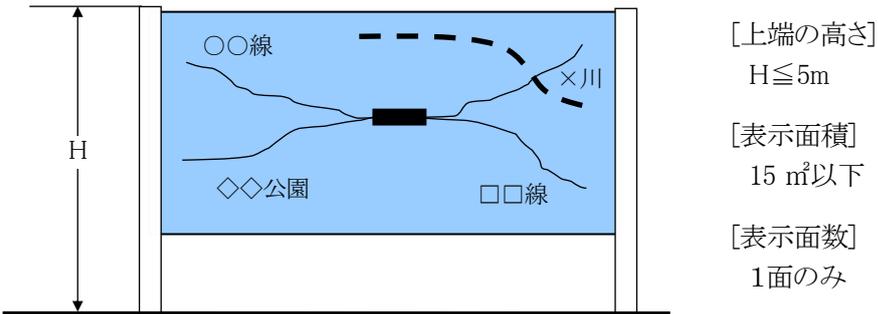
イ. 案内誘導広告物

- 許可地域では3.3㎡まで、禁止地域では2㎡まで表示できます。(禁止地域に表示する場合はP.8 参照)
- 特定の施設や場所への案内誘導を目的とするため、名称・方向・距離は必ず表示してください。
- 案内誘導広告物に該当しないものは、「ア.広告板・広告塔」の基準に従ってください。
(施設や場所への誘導を目的としない表示を含む場合は「広告板・広告塔」の扱いとなります。)

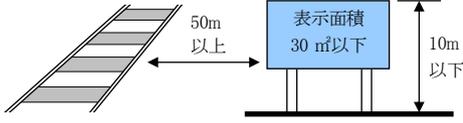
区 分	許可地域共通
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下 ・ 複数の目的地を集約させて表示する場合は、1面10㎡以下、合計20㎡以下 ただし、一つの目的地の案内表示は1面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下
高 さ	5m以下
範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地から10km以内 ・ 一つの交差点付近に3個以下
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や場所への誘導を目的としていること ・ 名称、方向、距離の記載は必須で、これらの記載が主たる表示内容であること(表示面積割合の概ね3分の2以上とする。) ・ 宣伝的な文面等が含まれないこと
交差点からの距離	5m以上
< 模式図 >	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(表示面積) 一面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下</p> <p>(高さ) 5m以下</p> <p>名称・方向・距離の記載が、表示面積割合の概ね2/3以上を占めること</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>交差点から5m未満は設置不可</p> <p>5m</p> <p>官民境界線</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">集合看板の場合</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(表示面積) 一面10㎡以下、合計20㎡以下</p> <p>(高さ) 5m以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>同一面に同一案内先の重複表示は不可</p> </div> </div>

ウ. 案内図板

- 許可地域、禁止地域とも表示面積は15㎡まで表示できます。
- 表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体の設置が一般的です。
- 案内図板に該当しない屋外広告物は、「ア.広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域・禁止地域共通
表示面積	15㎡以下
高 さ	5m以下
表示内容	地図、路線、鳥かん図を表示するものであること。
< 模式図 >	

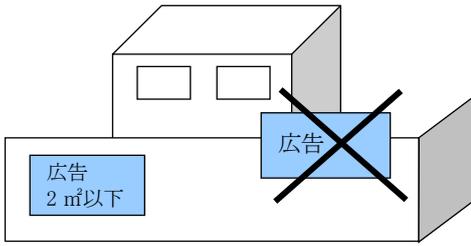
④ 鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔

区 分	許可地域共通	< 模式図 >
鉄道等からの距離	50m以上	
高 さ	10m以下	
表 示 面 積	1面30㎡以下、かつ合計60㎡以下	
相互間の距離	30m以上	

⑤ 電光掲示板等

基準は、自家広告物の基準と同じ。(P.14 参照)

⑥ 塀広告物

区 分	許可地域共通	< 模式図 >
表示面積	1面2㎡以下	
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塀にじか付け又は直接描くものとし、壁面の外郭線から突出しないこと。 ・ 交差点から5m以上離すこと。 	

(3) 短期の屋外広告物の基準

禁止地域では、自家広告物の適用除外で定める範囲内で表示することができます。(P.8 参照)

① 広告幕 (懸垂幕・横断幕)

区分	許可地域共通	<模式図>
個数	建築物の壁面に表示する懸垂幕の数は、1壁面4張以下 支柱等を利用して表示する場合の数は、1支柱2張以下	
高さ	横断幕の下端の地上からの高さは、歩行者が通行する場所上にあつては2.5m以上、車両が通行する場所上にあつては4.7m以上	
大きさ	懸垂幕は、幅1.2m以下、長さ15m以下 横断幕(道路を横断するもの)は、幅0.9m以下	

② アドバルーン

区分	許可地域共通	<模式図>
規格等	広告内容は、長さ15m以下、幅1.5m以下の布片等に表示し、主綱に緊結すること。	
表示方法	気球部に表示する場合は、直接描くものであること。	

③ 簡易広告物 (はり紙、はり札、広告旗、立看板)

区分	許可地域共通	
はり紙	枚数	1面に同一のもの4枚以下
	表示面積	1.5㎡以下
はり札	枚数	1面に同一のもの4枚以下
	表示面積	0.5㎡以下
立看板	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6個以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること。
広告旗 (のぼり旗等)	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること。
<模式図>		

(4) 広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区の基準

特別規制地区内に掲出できる自家広告物は、以下の種類のものに限ります。また、地区内に非自家広告は掲出できません。なお、以下に記載の無い点については、屋外広告物条例及び同規則の定める基準に従ってください。

■高さ13m以下に掲出する屋外広告物

① 広告板

区 分	基 準
表示面積	1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下
高さ	2m以下

② 壁面広告物

区 分	基 準
表示面積	1面1㎡以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下
緩和基準	切り文字や箱文字で表示するものに限っては、一連の意味を成す文字群を矩形で囲った面積について1面2㎡以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下とする。

③ 突出広告物

区 分	基 準
表示面積	1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下

④ 置き看板

区 分	基 準
表示面積	1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下

⑤ 塀広告物

区 分	基 準
表示面積	1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下かつ当該壁面の3分の1以下とする。

⑥ 短期の屋外広告物

区 分	基 準
種 類	はり紙、はり札、広告旗、立て看板、広告幕
枚数・表示面積・表示方法	許可地域の基準と同じ

※一つの店舗等が掲出できる表示面積の合計は、5㎡以下です。

■高さ13mを超える部分に掲出する屋外広告物

① 壁面広告物

区 分	基 準
表示面積	1面5㎡以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下
緩和基準	切り文字や箱文字で表示するものに限っては、一連の意味を成す文字群を矩形で囲った面積について1面10㎡以下かつ合計で当該壁面の3分の1以下とする。

② 突出広告物

区 分	基 準
表示面積	1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下

※一つの建築物において高さ13mを超える部分に掲出できる表示面積の合計は、15㎡以下です。

■デザイン等に関する共通基準

区 分	基 準
色 彩 等	広瀬川及び河畔緑地と調和する落ち着いたデザインや素材とし、使用する色彩については、広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画で定める「色彩のルール」によるものとする。
大 き さ	散策する人々の目線や人間の大きさの比率との調和に配慮した文字の大きさ、配置とする。
光 源	光源の点滅、回転、動き及び変化がないものとする。
照 明	照明を利用する場合は、広瀬川及び河畔緑地との調和やまちなみ全体の夜間景観を十分に考慮したデザイン、配置とする。
統 一 感	ひとつの建築物において、複数の店舗・事務所等の広告物を掲出する際は、掲出する広告物の集約や、色彩・文字・形状の統一に努めるものとする。

■広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画「色彩のルール」

広瀬川や河畔緑地及び地区内の道路に面する部分に使用する色彩は、広瀬川や河畔緑地と調和するものとする。

- ・広瀬川や河畔緑地の樹木・花木などの自然が主役となるような色彩を選定しましょう。
- ・交通標識などの認識を妨げないよう、標識などより目立つ色彩の使用は避けましょう。

- 禁止物件や禁止地域など、複数の規定が適用除外となる屋外広告物があります。
- 届出又は協議が必要となる場合がありますのでご確認ください。

適用除外 複数の規定が適用除外となる屋外広告物等

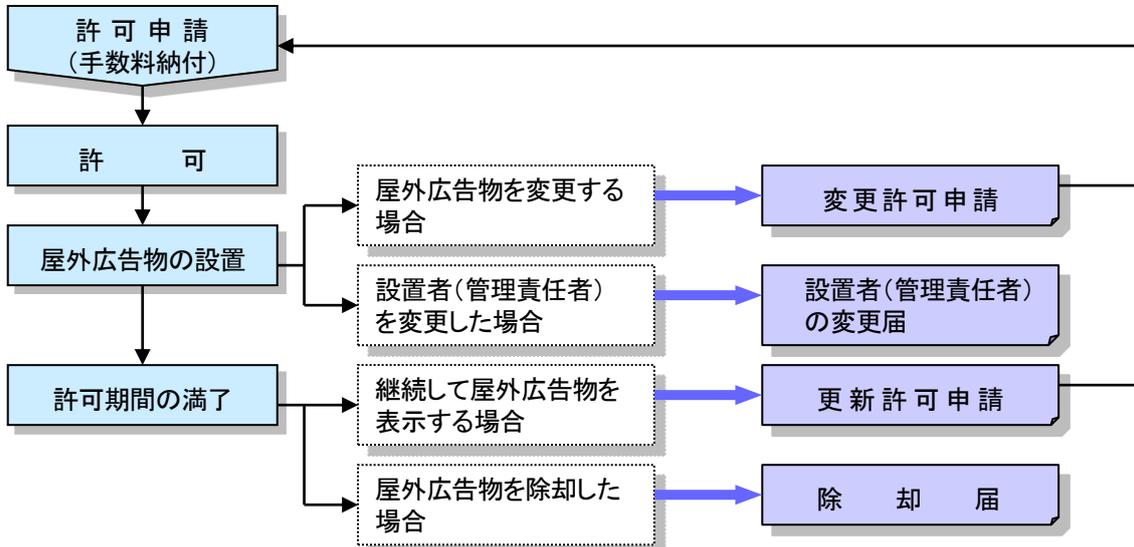
区 分	禁止地域	禁止物件	許可地域	手続要否	基 準 等
法令の規定により表示・設置する屋外広告物	○	○	○	不	
国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する屋外広告物	○	○	○	不	次のいずれかに該当する屋外広告物 ・犯罪捜査等に係る屋外広告物 ・表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したもの
				届	上記以外のもの
公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等	○	○	○	不	
公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する場合	○	○	○	不	1施設に1個。表示する物件の平面積1/20 以下かつ0.5㎡以下
自己の管理する土地又は物件の管理上必要な屋外広告物	○	/	○	不	2㎡以下
工事現場の板塀などの仮囲いに当該工事期間中に限り表示する屋外広告物	○	×	○	不	動植物、風景など風景に調和した屋外広告物で営利を目的としないもの
				届	工事の進捗状況など工事現場の管理に必要な内容の広告物、かつ合計10㎡以下
祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示する屋外広告物	○	×	○	不	祭典などが開催されている期間に限る。事前のPR活動は不可
講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会などの会場敷地内に表示する屋外広告物	○	×	○	不	
車体利用広告物	○	/	○	不	次のいずれかに該当する屋外広告物 ・3㎡以下のもの(電車は15㎡以下) ・公共的目的で表示するもの ・所有者等の当該車両の営業内容等を表示するもの
他の自治体で登録された自動車に、他の自治体の条例に適合して表示された屋外広告物	○	/	○	不	
人・動物・車両(電車・自動車を除く)・船舶等に表示する屋外広告物	○	/	○	不	
政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	○	×	○	不	表示期間が2か月以内で、表示期間(始期と終期)及び表示者名を表記したもの
				届	上記以外のもの(表示期間は4か月以内)
営利目的でない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合などの屋外広告物	×	×	○	届	表示期間は1か月以内
公共的団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物	×	×	○	届	

○：表示可 ×：表示不可 不：手続不要 届：届出必要

III 許可申請の手続など



【1 許可申請の手続】 (条例第11条)



※屋外広告物の設置後に必ず、完了届を提出してください。

(1) 許可申請

表示又は設置する屋外広告物の種類により申請書の様式が異なります。

広告板、広告塔など、許可の期間が3年又は1年までの屋外広告物の申請には「屋外広告物表示等許可申請書」を使用し、はり紙、広告旗、広告幕など、許可の期間が2か月までの屋外広告物の申請には「屋外広告物表示等許可申請書(短期の屋外広告物用)」を使用してください。

申請書及び添付書類(正副2部)を窓口を持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

手数料は、市が発行する納入通知書によって納入してください。

郵送による手続きの場合は、返信用封筒(納入通知書用と書類用の2種類)を同封してください。

(2) 更新許可申請

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を掲出する場合は、安全性について点検を行い、点検結果を記載した安全点検報告書を添えて、期間満了日の30日前までに更新の許可申請を行ってください。また、更新許可申請を行わない場合には屋外広告物を除却し、除却した旨を届け出てください。

なお、はり紙・はり札・立看板・広告旗・広告幕・アドバルーンは、更新を行うことはできません。

(3) 変更許可申請

許可を受けた屋外広告物を変更、改造しようとするときは、次に掲げる軽微な場合を除き、変更許可申請を行う必要があります。

- ・ 許可申請の内容や、許可条件の範囲内で行う修繕、補強、塗り替え
- ・ 表示面積を変更することなく行う自家広告物の表示内容の更新 など

屋外広告物条例の許可申請以外にも、他法令の手続が必要な場合があります。

- ・ 他人の土地や所有物に屋外広告物を表示する場合には、所有者や管理者の承諾が必要です。
- ・ 屋外広告物の高さが4mを超える場合には工作物確認(建築基準法)が、道路上に表示する場合には道路占用(道路法)・道路使用(道路交通法)の許可が必要です。
- ・ 上記以外にも自然公園法など屋外広告物条例以外の規制がある場合があります。

【2 屋外広告物を表示する者の義務】

屋外広告物を表示する者は、許可を受けた屋外広告物について、次の義務があります。

(1) 許可の表示(条例第16条)

許可を受けたときは、その旨の表示が必要です。許可の際に標識(シール)を交付しますので、許可を受けた屋外広告物にはり付けてください。

(2) 管理義務(管理責任者の設置)(条例第31条、第32条)

広告主は、屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐために、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保たなければなりません。このため、簡易広告物を表示する場合を除き、管理責任者を置く必要があります。原則として管理責任者の資格は問いませんが、建物の屋上に設置し、表示する屋外広告物で1面30㎡以上の大規模なものの管理責任者については、屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者(屋外広告士)又は一級建築士、特種電気工事資格者(ネオン工事に係るものに限る。)のいずれかを置く必要があります。

なお、管理責任者を設置したときは届出が必要ですが、許可申請時に申請書の管理責任者欄に必要事項を記載した場合は、省略することができます。

(3) 除却義務(除却の届出)(条例第33条)

許可や届出の期間が満了したとき、許可等が取消されたとき又は広告物を表示する必要がなくなったときには、遅滞なく屋外広告物を除却しなければなりません。その際には屋外広告物除却届出書を提出してください。

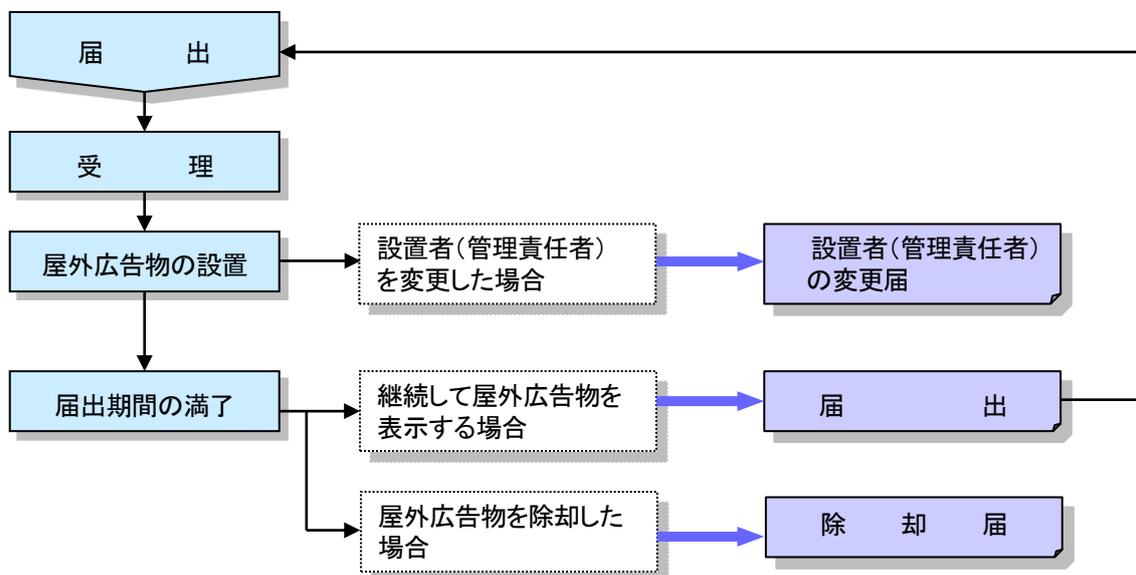
【3 許可手数料・許可期間】

許可手数料は、市が発行する納入通知書で納入してください。

屋外広告物の種類		許可期間	手数料	
			単位	金額
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの（置看板を含む。）		3年以内	1㎡までごと	480 円
アーチ			1個	5,600 円
電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所標識を利用するもの		1年以内	1個	280 円
工事用仮囲いを利用するもの			1㎡までごと	220 円
車体に表示するもの	全体を利用するもの		1台	1,000 円
	その他		1個	300 円
はり紙		2か月以内 ただし、材質が表面加工のない紙のものは1か月以内	50枚までごと	280 円
はり札			10枚までごと	550 円
立看板			1個	280 円
広告旗（のぼり旗）			1本	220 円
広告幕			1張	330 円
アドバルーン			1個	1,500 円

【4 特別規制地区における届出の手続】（条例第21条）

特別規制地区内に屋外広告物の表示又は設置を行う場合は、届出が必要となります。



※屋外広告物の設置後に必ず、完了届を提出してください。

※表示面積の合計が15㎡を超える場合は、特別規制地区内であっても許可申請が必要です。

（許可申請の手続きは、P.24を参照してください。）

（1）届出

表示又は設置する屋外広告物の種類により届出書の様式が異なります。

広告板、壁面広告物、突出広告物、置き看板、塀広告物の届出には「屋外広告物表示等届出書」を使用し、はり紙、広告旗、広告幕など短期の広告物の届出には「屋外広告物表示等届出書（短期の屋外広告物用）」を使用してください。届出書及び添付書類（正副2部）を、窓口にて持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

また、郵送による届出の場合は、返信用封筒を同封してください。（届出は手数料不要です。）

（2）継続して表示又は設置する場合

特別規制地区内において届出により設置する屋外広告物については、届出期間を更新する手続きはありません。届出期間後も継続して表示又は設置する場合は、再度、届出書を提出してください。

（3）表示内容の変更

特別規制地区内において届出により設置した屋外広告物の表示内容を変更する場合は、変更改造申請ではなく、除却届及び届出書を提出してください。

IV 屋外広告業の登録



- 前橋市内で屋外広告業を営む場合には、前橋市長の登録が必要です。（高崎市又は前橋市・高崎市以外の群馬県内で屋外広告業を営む場合には、それぞれ、高崎市長又は群馬県知事の登録が必要です。）
- 営業所ごとに業務主任者を設置し、屋外広告物の適正表示に努めなければなりません。
- 屋外広告物の設置を依頼する場合は、必ず登録業者に依頼してください。

【1 屋外広告業の定義】（条例第2条）

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、元請け又は下請け、個人又は法人といった立場は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わない場合の広告代理業等や単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行わない場合は、屋外広告業には該当しません。

【2 屋外広告業の登録】（条例第45条）

前橋市内で屋外広告業を営む場合には、本社や営業所等が市内にない場合であっても、請負件数を問わず、前橋市長の登録が必要です。（申請窓口：前橋市都市計画課）

登録手数料10,000円は、市が発行する納入通知書で納入してください。

登録の有効期間は5年です。

なお、登録を受けた場合には、営業所に登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。また、登録事項に変更があった場合には変更届出が、期間満了後も継続して営業する場合には登録の更新手続きがそれぞれ必要となります。

【3 業務主任者の設置】（条例第54条）

屋外広告業者は、条例の規定を遵守して屋外広告物を適正に表示するため、営業所ごとに、業務主任者を選任し、その業務を行わせなければなりません。

（1）業務主任者の資格要件

- ・ 屋外広告士、都道府県（政令市又は中核市が実施するものを含む。）の屋外広告物講習会修了者
- ・ 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

（2）業務主任者の役割

- ・ 法令の遵守その他業務の適正な実施を確保すること。
- ・ 帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録すること。

V 違反広告物に対する措置、罰則



条例に違反する屋外広告物を表示した場合には、勧告や措置命令、罰則の適用などが行われます。

【1 違反広告物とは】

条例や規則に違反する屋外広告物は、次のようなものをいいます。

- (1) 禁止地域や禁止物件に表示された屋外広告物
- (2) 許可地域で許可を受けずに表示された屋外広告物
- (3) 禁止広告物
- (4) 許可条件の違反や管理義務、除却義務を怠った屋外広告物

【2 違反広告物を表示した者に対する措置】 (条例第36条、第37条)

違反広告物を表示した屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置が行われる場合があります。

(1) 勧告

違反広告物を表示している者に対して、改修、移転又は除却など必要な措置を行うよう、文書で勧告します。

(2) 措置命令

勧告に従わない場合には、措置命令を発します。

この命令に従わないと屋外広告業の登録の取消や告発を行う場合があります。

【3 罰 則】 (条例第5章)

条例に違反して、屋外広告物を表示した場合や屋外広告業を営んだ場合には、次のような罰則が課せられることがあります。

なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- ①登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けたとき、営業停止の命令に違反した場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ②勧告や措置命令に従わなかった場合 (50万円以下の罰金)
- ③条例に違反して禁止地域や禁止物件、許可地域に屋外広告物を表示した場合、除却義務違反、立ち入り検査妨害、業務主任者を選任しなかった場合 (30万円以下の罰金)
- ④虚偽の報告や立ち入り検査を拒んだ場合 (20万円以下の罰金)
- ⑤必要な届出をしなかった場合 (10万円以下の罰金) など

VI 条例違反に対する氏名公表・業者監督処分



条例違反者に対しては、勧告が行われます。

勧告に従わない場合には、氏名を公表される場合があります。

条例違反者が屋外広告業者で悪質な場合には、登録の取消しや営業停止処分を受ける場合があります。

【1 氏名公表】（条例第36条）

広告業者（無登録業者を含む）や広告主が、違反広告物を表示し、さらに勧告に従わない場合には、氏名を含む違反事実の公表を行う場合があります。

【2 登録の取消し、営業停止処分】（条例第58条）

屋外広告業者が、次に該当した場合には、登録の取消しや6か月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

- 違反広告物を表示・設置したとき
- 業務主任者を配置していないとき
- 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- 役員等が罰金以上の刑（他自治体の条例違反も含む）に処せられたとき など

なお、本市では、屋外広告業者に対する監督処分をするために必要とされる基準及び手続きを定めることによって、処分の公正確保と透明性の向上を図り、以って屋外広告物条例の適正な執行に資することを目的として「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」を定めています。

条例違反など、一定の事由に該当した屋外広告業者について、同基準に基づき、聴聞等の手続きを経たうえで屋外広告業登録の取消し処分又は営業の全部若しくは一部の停止を命ずる処分を行ないます。

処分の例については、以下のとおりです。（なお、群馬県及び高崎市においても同様の基準を運用しています。）

処分の一例

- | | | |
|--------------------------------------|----|-----------|
| (1) 不正登録、登録拒否事項に該当、措置命令・営業停止命令に違反した等 | …… | 登録取消し |
| (2) 許可等を受けずに屋外広告物を表示又は設置した、虚偽の届出をした等 | …… | 30日間の営業停止 |
| (3) 屋外広告物又は屋外広告業についての報告・資料の提出・検査の拒否等 | …… | 15日間の営業停止 |
| (4) 許可等の証票を貼り付けなかった、除却・管理者等届出をしなかった等 | …… | 7日間の営業停止 |
| (5) 屋外広告業者の標識を掲げていない、屋外広告業者としての帳簿不備等 | …… | 3日間の営業停止 |

本市の広告物許可申請・広告業登録申請の受付窓口

担当部署	所在地	TEL	所轄区域
前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係	〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号	027-898-6974	前橋市

(参考) 本市以外の県内受付窓口 (問い合わせ先)

○広告物許可申請等

土木事務所	所在地	TEL	所轄区域
渋川	〒377-0027 渋川市金井395 渋川合同庁舎内	0279-22-4055	渋川市、榛東村、吉岡町
伊勢崎	〒372-0007 伊勢崎市安堀町247-1	0270-25-4010	玉村町
藤岡	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5 藤岡合同庁舎内	0274-22-2156	上野村、神流町
富岡	〒370-2454 富岡市田島343-1 富岡合同庁舎内	0274-63-2255	南牧村、甘楽町
安中	〒379-0116 安中市安中3711-1	027-382-1350	安中市
中之条	〒377-0424 中之条町大字中之条町7091	0279-75-3047	吾妻郡(中之条町を除く)
沼田	〒378-0031 沼田市薄根町4412 沼田合同庁舎内	0278-24-5511	沼田市、利根郡(川場村を除く)
桐生	〒376-0011 桐生市相生町二丁目331	0277-53-0121	みどり市
館林	〒374-0052 館林市栄町23-1	0276-72-4355	館林市、邑楽郡
市町村	所在地	TEL	所轄区域
高崎市役所 都市計画課	〒370-8501 高崎市高松町35番地1	027-321-1350	高崎市
桐生市役所 都市計画課	〒376-8501 桐生市織姫町1-1	0277-46-1111	桐生市
伊勢崎市役所 都市計画課	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-410	0270-24-5111	伊勢崎市
太田市役所 都市計画課	〒373-8718 太田市浜町2番35号	0276-47-1839	太田市
藤岡市役所 都市計画課	〒375-8601 藤岡市中栗須327	0274-40-2332	藤岡市
富岡市役所 都市計画課	〒370-2392 富岡市富岡1460-1	0274-62-1511	富岡市
下仁田町役場 建設ガス水道課	〒370-2601 下仁田町大字下仁田682	0274-64-8807	下仁田町
中之条町役場 建設課	〒377-0494 吾妻郡中之条町大字中之条町1091	0279-75-8828	中之条町
川場村役場 むらづくり振興課	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地2390-2	0278-52-2111	川場村

○広告業登録申請

前橋市を除く県内の屋外広告業の登録申請窓口	TEL	所轄区域
群馬県庁 都市計画課	〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1	027-226-3652
高崎市役所 都市計画課	〒370-8501 高崎市高松町35番地1	027-321-1350

屋外広告物の手引

第11版 令和5年3月1日

前橋市

都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-898-6974 FAX 027-221-2361

メールアドレス toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp